

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

} 様

岐阜県健康福祉部長

「まん延防止等重点措置区域の指定を受けて」について

本県は、昨日1月19日に「まん延防止等重点措置区域」の指定を受けました。

これを受け、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり「まん延防止等重点措置区域の指定を受けて」を決定したところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底・強化について

すべての職員に対し、**基本的感染防止対策**（マスク着用、手洗い、三密回避、こまめな換気、体調不良時の行動ストップ）の継続を周知徹底していただくとともに、別添「まん延防止等重点措置区域の指定を受けて」（令和4年1月20日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）の【**県民への要請**】事項について周知をお願いします。

2 非常事態における感染防止対策の徹底について

県内全域で感染の急拡大が続いており、福祉施設での感染発生も急増しております。福祉施設での感染例では、軽い症状であったことから出勤を続け、感染拡大したと考えられる状況もあることから、各事業所・施設におかれては、改めて最大限の感染防止対策の徹底をお願いします。

○事業所等に感染を持ち込まない水際対策の徹底

- ・「ぎふコロナガード」による対面での職員の体調確認の実施、職員が体調不良を申告しやすい（休みやすい）職場づくり など
- ・利用者には、ご家族のご協力もいただき、ご家族も含めた利用前の体調確認の徹底、利用前2週間の感染の疑いが生じる接触等の確認の実施 など

○施設内での感染防止対策の強化・徹底

- ・入浴介助時のマスク着用の徹底、利用者がマスク着用できない場面（食事介助時や入浴介助時等）のフェイスシールドの着用 など
- ・施設内での換気の徹底（換気扇の常時稼働、換気扇が無い部屋であれば1時間に2回各5分程度の換気） など

○施設内で感染発生した場合の迅速な対応

- ・ 県、市町村への報告、居宅介護支援事業所等や他事業所との情報共有 など
- ・ 感染の可能性のある利用者の個室管理（ゾーニング）の実施
- ・ 職員の個人防護具の適正な利用（正しい着用と着脱手順の遵守）

※入所施設での感染発生時には、感染症対策専門家による指導や不足する個人防護具の供給等の支援を行います。

3 各事業所・施設での感染防止対策の再徹底について

「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」（令和3年11月30日改正）を元に、利用者と職員に関する感染防止対策の再徹底をお願いします。

4 研修動画を使った事業所・施設内研修の実施について

県ホームページ等に掲載しております福祉施設向け対策の動画等を活用し、各職員への研修の実施を再徹底いただきますようお願いいたします。

○岐阜県「高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会」（約60分）

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

（研修資料、YouTube リンク先を掲載）

○日本環境感染学会講習会動画（約20分）

講師：（一社）ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授 村上啓雄氏

URL：https://www.youtube.com/watch?v=7IKndd-cEM&list=PLU_dEM_9NVr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3

（研修資料は県高齢福祉課HPに掲載 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>）

5 感染症に備えた業務継続計画（BCP）の再確認・策定について

業務継続計画を策定している事業所・施設におかれては、「第6波」の感染拡大に備えた計画内容の再確認を行い、職員への周知徹底をお願いします。

業務継続計画の策定義務については、経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務となっているところですが、未策定の各事業所・施設におかれては、速やかな策定を行っていただきますようお願いいたします。

[添付資料]

- ・「まん延防止等重点措置区域の指定を受けて」（令和4年1月20日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		